

老発0630第1号
平成26年6月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」の一部改正について

特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱いについては、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号 厚生省老人保健福祉局長通知）において示しているところであるが、平成24年度決算検査報告での会計検査院の意見表示等を踏まえ、今般、当該通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、貴管内関係機関及び各施設に対し、周知徹底を図るとともに、その取扱いについて遺憾のないよう指導願いたい。

別添

○ 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日 老発第188号）
各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて
厚生省老人保健福祉局長通知

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|---|
| | <p>標記においては、平成12年4月1日から介護保険制度が実施されることとなり、特別養護老人ホーム等においては現行の措置費から介護報酬に移行されるごとに伴い、平成11年度末時点における繰越金及び引当金並びに平成12年度以降における運営費等について、次のように取り扱うこととしたので、了知の上、貴管下関係機関及び各施設に対し周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たって遺憾のないよう指導願いたい。</p> <p>なお、本件の取扱いについては、社会・援護局と協議済であることを念のため、申し添える。</p> <p>第1 平成11年度末時点において生じた繰越金等の取扱い</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>1 平成11年度末時点において生じた繰越金等の取扱い</p> <p>1 対象施設について 対象となる施設は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームであつて、平成11年度末までに開所した施設とする。</p> <p>2 対象経費について 対象となる経費は、「社会福祉法人経理規程準則」（昭和51年1月31日付社施第25号社会局長・児童家庭局長連名通知の別紙1）第35条に定める平成11年度決算報告書の当該特別養護老人ホームに属する施設会計貸借対照表中、繰越金（前期繰越金及び当期繰越金をいう。）及び引当金（人件費引当金、修繕引当金及び備品等購入引当金をいう。）（以下「繰越金等」という。）とする。</p> <p>3 繰越金等に関する取扱いについて 繰越金等の一部については、長期的に安定した事業運営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に対処する財源として引き当てられていたことも考慮し、次の取扱いによること。</p> <p>なお、移行時の具体的な会計処理については、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」（平成12年3月10日付老計第8号老人福祉計画課長通知。以下「指導指針」という。）の第3により行うものとする。</p> |

(1) 繰越金等の取扱い

繰越金等については、指定介護老人福祉施設としての事業を開始する会計年度（以下「介護保険会計年度」という。）の初日をもって、指導指針の第3に定める調整を行い、調整後の額を移行時特別積立金（以下「積立金」という。）として計上するとともに、積立金と同額の現預金を他の現預金と区別し、移行時特別積立預金（以下「積立預金」という。）として計上すること。

また、調整に当たっては、次の事項に留意すること。
なお、積立預金は、預貯金など元本が保証される安全確実な方法にて、施設ごとに管理すること。

ア 繰越金等のうち、指導指針の第3に定める「移行時の減価償却の取扱い」により、施設の開所時から平成11年度末までの減価償却費の累計額（当該累計額に対する国庫補助金等の額を控除した額とする。以下同じ。）を算出し、この経費に繰越金等を充てることができる。

イ 介護保険会計年度以前に、貴職（老人福祉法の定めにより、当該特別養護老人ホームの変更の認可等の事務を所管する都道府県知事又は指定都市の市長若しくは中核市の市長をいう。）から平成15年7月1日老発第0701003号による改正前の本通知（以下「旧通知」という。）による積立金の流用又は使用に関する承認を受けている場合は、その範囲内の必要な経費に繰越金等を充てることができる。

(2) 減価償却費の取扱い

前記（1）のアにより算出された平成11年度末までの減価償却費の累計額については、累計額と同額の現預金を他の現預金と区別し移行時減価償却特別積立預金（以下「減価償却積立預金」という。）として計上すること。ただし、資金不足が生じる場合は、資金不足が生じない範囲内の額とする。

(3) 施設における事務処理及び手続き

施設において、前記（1）及び（2）による処理を行った場合は、介護保険制度への移行時の会計処理として、指導指針に定められた会計処理を行うとともに、介護保険会計年度に属する予算関係の計算書類を修正又は補正し、介護保険会計年度の初日から起算して2か月以内に理事会（評議員会を設置している法人にあっては、評議員会とする。以下同じ。）の承認を得ること。

4 積立金及び積立預金の取り崩しについて

(1) 積立金及び積立預金は、当該施設を経営する社会福祉法人が次に掲げる事業を経営するためには、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費（ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金（平成10年9月以前に借り入り、

れたものに限る。) の繰上償還のための経費を除く。) に充てるとときは、あらかじめ理事会の承認を得取り崩すことができる。

a 社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第2条に規定する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業

b 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業

(2) 旧通知により、措置制度から介護保険制度への移行時ににおける当該指定介護老人福祉施設の当初の運転資金(いわゆるつなぎ資金をいう。)として必要な経費に積立金を流用等したために、積立預金の額が積立金の額を下回る場合には、適切な手続きを経て積立金を積立預金と同額まで取り崩すこと。

また、前記(1)の取崩しは、あらかじめ積立金を積立預金と同額まで取り崩したもので行わなければならない。

(3) 前述のとおり、繰越金等の一部については、長期的に安定した事業運営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に対処する財源として引き当てられていたものであることも考慮して、積立金及び積立預金として計上されているところであるが、その一層の活用が求められていることから、前記(1)の事業運営等へ充當する、又は第2の3の(2)に示す積立金に積み立てる等の具体的な検討を行い、その有効活用を行うこと。

(4) 前記(1)の運営に要する経費には、決算処理に当たって欠損金が見込まれる場合の補填経費を含み、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。)の繰上償還のための経費を含まない。

(5) 積立金及び積立預金を有する社会福祉法人が国庫補助事業として老人福祉施設等(社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱(平成3年11月25日厚生省社第409号厚生事務次官通知の別紙)の第2の2の(3)に掲げる施設をいう。)を整備しようとする際の国庫補助基準の算定に当たっては、別に定めるところにより、総事業費から積立預金の額を差し引くものとする。
(略)

5

5 減価償却積立預金の取扱いについて、減価償却積立預金を取り崩す必要が生じた場合は、当該施設において、これを取り崩すことができる。

第2 平成12年度以降における運用上の取扱い

- 1 対象施設について
 - 1 対象となる施設は、特別養護老人ホームであつて、介護保険法に定める指定介護老人福祉施設の指定を受けた施設とする。
- 2 資金の運用について

れたものに限る。) の繰上償還のための経費を除く。) に充てるとときは、あらかじめ理事会の承認を得取り崩すことができる。

a 社会福祉法(昭和26年法律第45号) 第2条に規定する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業

b 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業

(2) 旧通知により、措置制度から介護保険制度への移行時ににおける当該指定介護老人福祉施設の当初の運転資金(いわゆるつなぎ資金をいう。)として必要な経費に積立金を流用したために、積立預金の額が積立金の額を下回る場合には、前記(1)の取崩しは、あらかじめ積立金を積立預金と同額まで取り崩した上で行わなければならない。

(3) 前記(1)の運営に要する経費には、決算処理に当たって欠損金が見込まれる場合の補填経費を含み、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。)の繰上償還のための経費を含まない。

(4) 積立金及び積立預金を有する社会福祉法人が国庫補助事業として老人福祉施設等(社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金交付要綱(平成3年11月25日厚生省社第409号厚生事務次官通知の別紙)の第2の2の(3)に掲げる施設をいう。)を整備しようとする際の国庫補助基準の算定に当たっては、別に定めるところにより、総事業費から積立預金の額を差し引くものとする。

5

5 減価償却積立預金の取扱いについて、減価償却積立預金を取り崩す必要が生じた場合は、当該施設において、これを取り崩すことができる。

第2 平成12年度以降における運用上の取扱い

- 1 対象施設について
 - 1 対象となる施設は、特別養護老人ホームであつて、介護保険法に定める指定介護老人福祉施設の指定を受けた施設とする。
- 2 資金の運用について

指定施設サービス等に要する費用の額（以下「施設報酬」という。）は、施設報酬を主たる財源とする施設の運営に要する経費など資金の用途については、原則として制限を設けない。ただし、指定介護老人ホームは、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームであることから、指定介護老人福祉施設に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

- (1) 収益事業に要する経費
- (2) 当該特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人外への資金の流出（貸付を含む。）に属する経費
- (3) 高額な役員報酬など実質的な剩余金の配当と認められる経費

3 運用上の留意事項について

(1) (略)

（1）資金の繰入れ
施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

(2) 資金の積立て等

次期繰越活動収支差額に余剰が生じる場合には、安定的な経営の確保及び財務状況の透明性の確保の向上を図る観点から、事業計画を作成の上、その範囲内で将来の特定の目的のために、積立金を積み立てるよう努めること。積立金は、例えば、以下のようなものを考えられる。

- ① 施設整備等積立金
建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立金
- ② 人件費積立金
人件費の類に属する経費に係る積立金

(3) 予算の弾力的運用

指定介護老人福祉施設の運営に要する経費の予算是、経営状況が把握できるよう、人件費及び経費（移行時前の管理費及び事業費に相当する勘定科目）等に区分したところであるが、弾力的な予算執行の観点から、当該指定介護老人福祉施設に係る経理規程又は会計処理規程など規程等の定めにより、一定の手続を経て、予算の科目間（中区分までに限る。）流用及び予備費の使用ができるものとする。

(2) 予算の弾力的運用

指定介護老人福祉施設の運営に要する経費の予算是、経営状況が把握できるよう、人件費及び経費（移行時前の管理費及び事業費に相当する勘定科目）等に区分したところであるが、弾力的な予算執行の観点から、当該指定介護老人福祉施設に係る経理規程又は会計処理規程など規程等の定めにより、一定の手続を経て、予算の科目間（中区分までに限る。）流用及び予備費の使用ができるものとする。

なお、適正な予算執行の観点から、予算額と決算見込額とに著しい差異を生じることが見込まれる場合、又は予備費の額を超える支出が見込まれる場合は、定款の定めに従い、あらかじめ予算を補正すること。

(4) 資金の繰替使用

施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業へ繰替使用した場合を除き、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(5) 役員等の報酬

施設報酬を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまり多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。

(略)

4

なお、適正な予算執行の観点から、予算額と決算見込額とに著しい差異を生じることが見込まれる場合、又は予備費の額を超える支出が見込まれる場合は、定款の定めに従い、あらかじめ予算を補正すること。

(3) 資金の繰替使用

施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業へ繰替使用した場合を除き、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(4) 役員等の報酬

施設報酬を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまり多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、このような法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。

4 その他の事項

(1) 適正な会計処理

ア 指定介護老人福祉施設の会計は、その施設の経営状況を明らかにするため、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省令第0727第1号、社援発0727第1号、老癡第0727第1号)に基づく「会計基準」という。)及び関連する通知に基づいた適正な会計処理を行うよう施設に対し指導すること。

イ 各介護保険会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該指定介護老人福祉施設の健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないようにすること。

(2) 局長通知との関連

平成12年度以降の指定介護老人福祉施設の運営に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営の運用及び指導について」(平成16年3月12日厚生労働省令第0312001号、社援第0312001号、老癡第0312001号)及びこれに関連する通知は、適用されない。

なお、老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームについては、原則として局長通知及びこれに関連する通知は適用されず、その運用上の取扱いは、第2に準じて取り扱うものとする。

第3 (略)

第3 その他の取扱い

- 1 その他の指定居宅サービス事業等の取扱い、
社会福祉法人が行う指定居宅サービス事業等の実施に当たっては、第2
に準じて取り扱うものとする。
- 2 移行期間の暫定的な取扱い
平成24年度から平成26年度まで（移行期間）において会計基準へ移行し
ていない社会福祉法人については、事業活動資金収支差額は、従前の経常
活動資金収支差額と読み替えるものとする。